第二十条の三の二第一項中「（同条第八項」を「、第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項」に「地位を承継」を「地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）を」に改め、同条第二項中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同項に次の一号を加える。

三　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

第二十条の三の二第四項第一号中「契約書の写し」の下に「（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第百十八条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）」を加え、同条第七項中「第二十条第三項」の下に「、第四項又は第五項」を加える。

第二十条の三の二の次に次の一条を加える。

第二十条の三の三　法第二十条第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は法第二十条第五項前段（他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定により、総務大臣の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　譲受人が事業を譲り受ける年月日

二　事業の譲渡し（法第二十条第四項後段の場合。第三項第一号において同じ。）又は譲受け（法第二十条第五項前段の場合。第三項第一号において同じ。）の理由

三　承継に係る無線局の識別信号、種別、免許番号又は予備免許の番号及び免許の有効期間

四　譲渡人（法第二十条第四項後段の場合。次号及び次項において同じ。）又は譲受人（法第二十条第五項前段の場合。次号及び次項において同じ。）の事業計画及び事業収支見積り

五　譲渡人の無線局の運用費の支弁方法

六　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

2　前項の申請書の様式は、別表第四号の二で定める。

3　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付する。

一　事業の譲渡に関する契約書の写し

二　譲渡人が法人であるときは、その定款

三　譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

4　第一項及び前項の添付書類には、それぞれの写し二通を添えるものとする。

5　第八条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

6　第八条第二項の規定は、法第二十条第四項後段の規定により許可を与えた場合に準用する。

第二十一条第三項中「衛星系によるものに限る。」を削り、「放送局」を「衛星基幹放送局」に改め、同条第四項中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条第五項中「（衛星系によるものに限る。）」を削り、「放送局」を「衛星基幹放送局」に改め、同条第六項から第十項までの規定中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第二十四条の三を削り、第二十四条の四を第二十四条の三とし、第二十四条の五を第二十四条の四とする。

第二十五条第二項中「第二条第六項第一号又は同項第一号の二」を「第二条第六項第二号又は第三号」に改める。

第二十五条の四第二項中「第二十七条の十三第二項第十号」を「第二十七条の十三第二項第九号」に改める。

第二十五条の八中「放送局」を「基幹放送局」に、「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に、「第二条第二号の二の六」を「第二条第十四号」に改め、「（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。）」を削る。

別表第一号の二注5(1)中「放送局」を「基幹放送局」に、「放送の」を「基幹放送の」に改める。

別表第一号第1の表題中「放送局（放送衛星局及び放送試験衛星局」を「基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局」に改める。

別表第一号第1の1の表中「放送局等」を「基幹放送局」に改め、同表の2の表中

「

21　無線設備の工事費	

」を

「

21　無線設備の工事費			
	法人又は団体		
	フリガナ		
22　認定を受けようとする者の氏名又は名称			
	代表者名		
	姓	フリガナ	名　フリガナ
23　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要			
24　放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲			
25　基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力			

」に、

「22」を「26」に、「一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する電気通信役務利用放送事業者に関する事項」を「基幹放送事業者に関する事項」に、「23」を「27」に改め、同表の3の表中「24」を「28」に、「25」を「29」に改め、同表の4の表中「26」を「30」に、「27」を「31」に改め、同表の5の表中「28」を「32」に、「29」を「33」に改め、同表の5の次に次の1表を加える。

6　6枚目

34　無線局の区別		※　整理番号	
35　通信事項コード		36　通信の相手方	

（日本工業規格A列4番）

長　辺

短　辺